

第48回認定 構造改革特別区域計画の概要

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
新規計画 4件							
1	新潟県	弥彦村	やひこワイン特区	新潟県西蒲原郡 弥彦村の全域	弥彦村は新潟県のほぼ中央、新潟市と長岡市の間に位置し彌彦神社などを中心に多くの観光客が訪れる観光地で、観光関連業が基幹産業として重要な位置を占めている。 近年は通過型観光地傾向にあり、滞留機能の整備が課題となっており、最盛期には27軒あったホテル・旅館等が、11軒と大幅に減少し、サービス業関連は落ち込んできている。 酒税法の特例措置の活用により小規模ワイナリー建設等を可能にすることで、旅館・ホテル等空き店舗のリノベーション活用、栽培地としての知名度の向上やワインを目的とした新たな集客を図る。	709 (710,711)	特産酒類の製造事業
2	岐阜県	郡上市	食育推進給食特区	郡上市の区域の一部(高鷲町及び白鳥町)	郡上市の北部地域にある公立保育園は、市内でも特に山間地域にあり、県庁所在地からも90キロほど離れた降雪地域である。近年、人口の減少とともに入園児数の減少が進み、経費や人材の面から自園で給食を調理して提供することが難しくなっている。 このような状況から、特区を活用し、近隣の比較的大きな公立保育園や学校給食センターから給食を外部搬入することで、給食提供のための経費の削減を図るとともに、幼児期から栄養価が高く質の高い給食メニューを提供し、給食の面からも幼保小の連携による食育の推進を図る。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
3	香川県	綾川町	安心・安全の給食特区	香川県綾歌郡綾川町の区域の一部(綾上地域)	綾川町内の一部地域(山田保育所:令和2年4月に認定こども園へ移行予定)の給食について、町立学校給食共同調理場(民間委託)で調理し、外部搬入方式とすることにより効率化し、経費の節減に繋げるとともに、幼稚園・保育所、小学校、中学校と一貫した給食の提供を可能とし、調理施設を活かした幅広い献立作成や地域の特産物を活用し「食育」の推進を図る。	2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
4	宮崎県	高原町	高原町どぶろく・果実酒特区	宮崎県西諸県郡 高原町の全域	高原町は宮崎県の西南部、霧島連山の麓に位置し、天孫降臨及び神武天皇生誕の地として伝承がある農業が盛んな地域であるが、人口流出、少子高齢化により、各種産業における後継者不足や経営の不安定化等が問題となっている。 町内で生産された米を使って製造したどぶろくを神話や伝承と関連付け、農家民宿等で提供したり、梨やぶどうから製造した果実酒を町内の飲食店等で提供・販売したり、その加工品を製造・販売したりすることで、地域の農家の農業経営多角化、新規雇用創出を図る。また、高原町にしかない特産品を製造することにより、都市部の人々へ宿泊を伴う観光プラン創造など、観光分野でのアピールし、地域活性化を図る。	707(708) 709 (710,711)	特定農業者による特定酒類の製造事業 特産酒類の製造事業